

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号				
不利益処分の種類	違反建築工事の作業の停止命令	根拠条項	法第9条第10項				
処 分 基 準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法の一部を改正する法律の公布について」（昭和36年7月13日住発232号）</li> <li>・「違反建築物に対する措置」（昭和40年5月25日住指発72号）</li> </ul>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課 土木事務所	交付機関	建築住宅課 土木事務所	目次NO	15